



令和6年度 長崎市立高島小中学校「いじめ防止基本方針」



子供は、それぞれがかけがえのない存在であり、島の宝であり、未来の希望である。子供は、自らを大切にし、ひとりの人間として心も体も大切にされなければならない。

人権尊重の精神に基づき、お互いの人権を尊重し、お互いを認め合うとともに、全ての人が他の人を大切にし、人と人が絆で結ばれ、共に支え合っていかなければならない。

子供の心身に重大な影響を及ぼすいじめ等は、子供たちの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものである。

「いじめは、人間として絶対に許されないこと」であるという強い意識の下、全ての児童生徒が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、地域・保護者と一体となって、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

(定義) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。『いじめ防止対策推進法・第2条より』

(定義) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。『長崎県いじめ防止基本方針より』

【めざす子供像】

- たくましく生きる高島っ子
- 感謝の気持ちを持ち優しく思いやりのある高島っ子
- 真剣に取り組む高島っ子
- 学び合う高島っ子

いじめ対策委員会

- 校長・教頭・教務主任
- 生活指導主任・生徒指導主任
- 学級担任・副担任
- 養護教諭

「PTA 等との連携」
OPTA 総会
○学校支援会議
○健全育成会
○課外クラブ振興会

「関係機関との連携」
○教育委員会 ○警察
○子育て支援課 ○児童相談所
○医療機関 ○法務局
○少年センター ○民生児童委員

「児童会・生徒会」
○生徒総会
○運営委員会
○代表委員会

いじめ防止対策推進法

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義務的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めることとする。

いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめの問題を自分たちの課題と捉えられる児童生徒の自己指導能力を育成する。

- ①特定の教職員が一人で抱え込みず、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- ②配付資料を活用した研修を行い、いじめ問題に対する指導力、観察力や対応力の向上に努める。
- ③教育活動全般をとおして、人権教育の充実を図り、自己肯定感や社会性を培い、共感的人間関係を育成する。
- ④道徳の時間の指導改善を図り、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の時間の指導や取組を実践する。
- ⑤自他を認め合い一人一人が必要とされ、居場所のある学校生活を構築する。
- ⑥「いじめゼロ宣言」を活用し、小中連携で児童生徒が、いじめ問題に自主的に取り組む。
- ⑦いじめ問題等に関して協議する機関を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧いじめ防止のための取組を、児童生徒、保護者、地域住民に周知し、学校評価などで、計画的かつ継続的に点検・評価に取り組む。

いじめの早期発見

児童生徒に関する情報を全職員で共有化し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- ①児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H 気づきメモなど）を行う。
- ②児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用など、きめ細かな把握に努める。
- ③校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また積極的に専門家や外部機関を活用する。
- ④児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTA や地域関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ⑤学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。対応にあたっては、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ①遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒、保護者からのいじめ等の相談があった場合は真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめと疑いのある行為には早い段階から関わりをもつ。また、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ②一人で抱え込みず「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。委員会が中心となり速やかに指導・支援体制を組む。
- ③被害児童生徒に対しては、いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弹力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制作りをする。また、状況に応じて外部機関・専門機関の協力を得る。
- ④いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、学校が組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。加害児童生徒に心理的孤独感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、出席停止も含む計画的な特別な指導の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、保護者への継続的な助言を行う。
- ⑤周囲の児童生徒に対しては、はやし立てたりする存在の「観衆」や、暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう、指導する。互いを尊重し認め合う、人間関係を構築する。
- ⑥ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大をさけるために、直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、警察や法務局との適切な連携を図る。

重大事態発生時の取組

児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報の上、連携して組織的に解決するよう努める。

- ①すべてのいじめの事案は、教育委員会に報告する。
- ②特に犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、躊躇することなく警察等と連携して対応する。
- ③いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して、迅速に対応する。
- ④児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合。
- いじめを発見した場合。
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合。

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込みず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担当・学年主任・生徒指導担当者へ報告

速やかに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、「いじめ対策委員会」と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聞き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、ためらうことなく所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した指導

加害児童生徒への継続した指導

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えれる。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

*状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめ防止への取組を行う。

☆いじめのチェックリスト

(1) 学校でのチェックポイント

- 衣服の汚れや破れがあったり、傷やあざがあるのか肌の露出した部分を隠そうとしたりする。
- おどおどして怯えているように見えたり、教師と視線を合わせようとしたたりする。
- 交友関係が急に変わったり、周りの友達に異常なほど気を遣ったりしているように見える。
- 友達とふざけあっているのに表情が暗かったり、いつもやられ役になったりする。
- 机やかばんの中が荒らされたり、学級写真や掲示物がいたずらされたりしている。
- よい発言や活動をしたのに賞賛や正当な評価が得られなかったり、笑いや冷やかし、無視などが見られたりする。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室、図書室にいることが多く、一人になりたがらない。
- いつも活動の後片づけをさせられている。

(2) 家庭でのチェックポイント

- ボタンが取れたり、服が破れたり、普通ではない汚れが目立つたりする。
- 持ち物が頻繁になくなったり、買い与えたものを紛失したり、壊されたりしている。
- 急に金遣いが荒くなったり、お金をねだったり、金品を持ちだそうとしたりしている。
- 成績が急に下降している。
- どことなくおどおどし、元気がない。
- 朝の起床や登校が遅かったり、体の不調を訴えて遅刻・早退したりする。
- 部屋に閉じこもりがちになったり、家族と視線を合わせるのを避けようとしたりする。
- 体や顔に傷やあざがあるのに、親が尋ねても納得のいく説明を得られない。
- 早く学校から帰ってきて外出しようとしなくなったり、友達の話をしなくなったりする。

☆年間計画

月	活動内容	月	活動内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 生活アンケート調査	10	生活アンケート調査
5	連休明けの児童生徒の観察・情報交換 生活アンケート調査	11	三者面談・教育相談（中） 生活アンケート調査
6	教育週間（公開道徳授業） 生活アンケート調査・個人面談（小）	12	個人面談（小） 人権集会 生活アンケート調査 幼小中情報交換会
7	教育相談（中） 生活アンケート調査 幼小中情報交換会	1	冬季休業明けの児童生徒の観察・情報交換 生活アンケート調査
8	職員研修会 平和祈念集会	2	生活アンケート調査
9	夏季休業明けの児童生徒の観察・情報交換 生活アンケート調査	3	個人面談（小） 生活アンケート調査 幼小中情報交換会 次年度への引継ぎ

相談窓口	電話番号・メールアドレス	相談時間
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45~17:30 (月~金曜日)
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00~16:00 (月~金曜日)
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3752 LINE 相談あり	8:45~17:30 (月~金曜日)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45 (月~金曜日)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00~22:00 (月~水、金土曜日)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786-714	9:00~17:45 (月~金曜日)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00 (第1・3土曜日は24時間)
こころの電話	095-847-7867	9:00~12:00 13:00~15:15 (月~金曜日)
子どもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30~17:15 (月~金曜日)
24時間子どもSOSダイヤル	0120-078-310	24時間 (毎日)

長崎市立高島小中学校 095-896-3018・095-896-2017

主たる担当：深堀（小学校生活指導）・牟田（中学校生徒指導）
*各学級担任にも、お気軽にご相談ください。